

令和
五年
五條市議会第一回臨時会会議録(第一号)

令和五年一月三十日(月曜日)

議事日程(第一号)

令和五年一月三十日 午前十時開議

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期決定の件
- 第三 市長の提出議案の説明
- 第四 報第一号 専決処分報告について(損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定)
- 第五 議第一号 令和四年度五條市一般会計補正予算(第九号)議定について
- 第六 議第二号 令和四年度五條市下水道事業会計補正予算(第一号)議定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(九名)

一番	斎藤
二番	有紀
三番	
四番	
五番	吉田
六番	窪佳秀

欠席議員（一名）

説明のための出席者

市長
副市長
教育長
理事
技監
市長公室長
総務部長
危機管理監
すこやか市民部長
あんしん福祉部長
産業環境部長

太田 好紀
堀内 起哉
南 伸行
善本 隆典
平己 富長
櫻本 茂樹
中本 賢二
田中 久美
谷口 久美
久保 彦

七番 岩本 孝
八番 福塚 実
九番 山口 司
十番 吉田 耕
十一番 藤田 雅
十二番 大谷 龍
二番 谷勝啓

事務局職員出席者

都市整備部長	石田茂人
教育部長	名迫雅浩
西吉野支所長	岡民長
大塔支所長	吉川佳秀
水道局長	東純司
会計管理者	榮淳子
総務部次長・財政課長事務取扱	戸野哲
事務局長	西峯久美
事務局次長	小田光章
事務局次長補佐	辰巳大輔
事務局総務係長	神農典子
速記者	柳ヶ瀬五美

午前十時零分開会

○議長（吉田雅範）ただいまから、令和五年五條市議会第一回臨時会を開会いたします。

谷 勝啓議員から欠席届が出ております。

本日、令和五年五條市議会第一回臨時会が招集されましたところ、議員各位には何かと御多用のところ御参集を賜り厚くお礼申し上げます。本臨時会には、令和四年度五條市一般会計補正予算案をはじめ複数の議案が提出されておりますので、議員各位にはどうか御精励を頂きますとともに、円滑なる議会運営に格段の御協力をお願い申し上げます。

この際、申し上げます。

会議記録及び市議会だより五條並びに広報五條に掲載のため、各会議の日程中、事務局に写真撮影をさせますので御了承願います。
この際、申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、速記者の席を演壇から正面向って左側に移動しておりますので、御了承願います。

また、議員各位の質疑並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言頂きますようお願い申し上げます。

なお、演壇で発言または質問席で質問される場合は、新型コロナウイルス感染防止対策を施しておりますので、マスクを外していただいても結構です。

この際、閉会中の議員の辞職許可について、御報告申し上げます。

令和四年十二月二十二日の令和四年十二月定例会閉会后、養田全康議員及び平岡清司議員から、一身上の都合により令和四年十二月三十一日をもって議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第二百二十六条ただし書きの規定により、同日、これを許可しました。
これにより、現在の議員数は十人であります。

○議長（吉田雅範）ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

市長から議会招集の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）改めまして、皆さんおはようございます。

本日、ここに、令和五年五條市議会第一回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、政府は新型コロナウイルスの感染症法上の分類について、五月八日に、現在の二類相当から、季節性インフルエンザと同じ五類に引き下げる方針を決定いたしました。

また、プロスポーツや大規模イベントに関する収容人数制限の緩和もされることから、国内で感染が確認されてから三年がたち、コロナ禍前の社会経済活動へ戻ることが期待されます。

本市におきましても、社会情勢を見つつ、各種行事等の実施について検討してまいります。

さて、本臨時会におきましては、専決処分の報告、五條市一般会計補正予算及び五條市下水道事業会計補正予算を提出いたしておりますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たつての御挨拶とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（吉田雅範）日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第八十八条の規定により、議長から指名いたします。

五番	吉	田	正	議員	
六番	窪		佳	秀	議員
七番	岩	本	孝	議員	

以上、三名の方をお願いします。

○議長（吉田雅範）次に日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期については、去る一月二十三日開催の議会運営委員会におきまして御協議を賜りました結果、先に御通知申し上げましたとおり本日一日間といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よつて会期は本日一日間と決しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、各位に御通知申し上げますとおりであります。

○議長（吉田雅範）次に日程第三、市長の提出議案の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）それでは、本臨時会に提出の諸議案について御説明申し上げます。

まず、報第一号 専決処分分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）につきましては、市道の管理瑕疵による車両損傷の損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分をしたので、報告を行うものであります。

次に、議第一号 令和四年度五條市一般会計補正予算（第九号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ二千五百六十二万七千円を追加し、総額百九十四億五千九百四十二万九千円とする予算の補正、繰越明許費及び債務負担行為などの補正でございます。主な内容といたしまして、伴走型相談支援及び出産・子育て応援事業の経費などを追加するものでございます。

財源につきましては、国庫支出金等を見込みまして、補正予算を編成しております。

次に、議第二号 令和四年度五條市下水道事業会計補正予算（第一号）議定につきましては、収益的収入及び支出にそれぞれ百七十四万四千円、資本的収入及び支出にそれぞれ三千百二十五万六千円を追加する予算の補正でございます。内容といたしまして、企業債の繰上償還を行うための費用を追加するものでございます。

財源につきましては、一般会計からの補助金及び出資金を見込みまして、補正予算を編成しております。

以上が、このたび提出いたしました諸議案の概要であります。

議員各位には、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）市長の提出議案の説明が終わりました。

○議長（吉田雅範）次に日程第四、報第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）報第一号 専決処分分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）。

○議長（吉田雅範）報告を求めます。石田都市整備部長。

〔都市整備部長 石田茂人登壇〕

○都市整備部長（石田茂人）失礼いたします。

ただいま上程頂きました報第一号、専決処分 の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の一ページを御覧頂きたいと存じます。

本案は、市道の管理瑕疵による車両の損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第百八十条第一項の規定により令和五年一月十七日付をもって専決処分としたため、同条第二項の規定に基づきその旨を議会に報告するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の二ページを御覧頂きたいと存じます。

和解の相手方は、「奈良県大和高田市曙町一八一二三 松本洋志」。

和解の要旨につきまして、市側の過失割合を十割、一部については八割とし、市は、相手側車両の損害額二十五万六千円に対し、損害賠償金二十二万四千三百三十六円を支払うもので、今後、本件に関しては、双方とも一切の債権債務関係がないことを確認するものとする事となっております。

事故の概要につきましては、令和四年十二月四日、和解の相手方が所有する車両が市道牧一〇号線から市道野原東二〇号線へ進入のため右折したところグレーチングが跳ね上がり、同車両の後部バンパーが破損し、また車両側部に擦り傷がついたものであります。

なお、人身に負傷はありませんでした。

以上で、御報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田雅範）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で、報第一号の報告を終わります。

○議長（吉田雅範）次に日程第五、議第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第一号 令和四年度五條市一般会計補正予算（第九号）議定について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）失礼いたします。

ただいま上程されました議第一号、令和四年度五條市一般会計補正予算（第九号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。恐れ入りますが、別冊の令和四年度五條市一般会計補正予算（第九号）の一ページを御覧頂きたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入・歳出予算、繰越明許費及び債務負担行為などの補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ二千五百六十二万七千円を追加し、総額で百九十四億五千九百四十二万九千円とするものでございます。

それでは、まず歳出予算の補正を御説明申し上げます。

八ページの歳出の項を御覧頂きたいと存じます。

二款総務費、二項選挙費、六目市議会議員補欠選挙費の百三万五千円でございますが、令和五年四月執行予定の五條市議会議員補欠選挙において所要の経費を計上いたしております。

次に四款衛生費、一項保健衛生費、二目保健衛生総務費の三百九十万円でございますが、南和広域医療企業団に対する負担金が確定したため所要額を計上いたしております。

次に四目母子保健費の二千六十九万二千円でございますが、全ての妊婦・子育て家庭が一貫して身近で相談ができ、必要な支援につながる環境を整備・充実するとともに、経済的支援も一体的に実施する、伴走型相談支援及び出産・子育て応援事業を実施するため令和四年四月一日分から令和五年九月末までの経費を計上いたしております。

九ページを御覧ください。

七款土木費、六項下水道費、一目下水道整備費の三千三百万円でございますが、企業債繰上償還に伴う下水道事業会計繰出金として所要額を計上するものでございます。

次に十一款公債費、一項公債費、一目元金の二千九百五十四万二千円の減額及び二目利子の三百四十五万八千円の減額でございますが、先ほど説明いたしました下水道事業会計繰出金に充てるために減額するものでございます。

歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

六ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の上段、歳入の項を御覧頂きたいと存じます。

歳入予算につきましては、十一款地方交付税において百三十九万五千円を減額し、十五款国庫支出金において一千四百七十三万四千円を、十六款県支出金において三百十八万八千円を、二十二款市債において九百十万円をそれぞれ追加いたしました。歳出との均衡を図った次第でございます。

続きまして、繰越明許費について御説明申し上げます。

三ページを御覧頂きたいと存じます。

四款衛生費、一項保健衛生費、南和広域医療企業団負担金三千五百七十万円でございますが、発熱外来棟建設工事の適正な工事期間を確保するために翌年度に繰越しするものでございます。

新型コロナウイルスワクチン接種事業八千四百七十六千円でございますが、ワクチン接種事業が令和四年度で終了せず、令和五年度も実施する見込みであるために翌年度に繰越しするものでございます。

伴走型相談支援及び出産・子育て応援事業一千三百二十四万六千円でございますが、令和五年度四月から九月分に相当する分を翌年度に繰越しするものでございます。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明申し上げます。

四ページを御覧頂きたいと存じます。

市議会議員補欠選挙関係業務でございますが、令和五年四月に執行される五條市議会議員補欠選挙の掲示板の設置業務の委託を行うため、本年度中に契約行為に着手するものでございます。期間を令和四年度から五年度とし、限度額は二百二十二万二千円でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）九ページ、お願いします。

七款土木費、この中には下水道会計への繰出金と出資金を合わせて三千三百万円上がっているわけですけれども、下の十一款公債費の中ではその関係で長期債の元金償還金更正減と長期債の利子更正減合わせて三千三百万円減額されるわけですけれども、これプラスマイナス同額ですけれども、これを行ったメリット、財政課としてのメリットを詳しく説明、答弁いただけますか。

○議長（吉田雅範）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）十二番大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

繰上償還することにより将来の負担を抑えることとなりますので、返済額の総額を少なくすることができます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）それでは、この議第一号、令和四年度五條市一般会計補正予算（第九号）議定について、四款の衛生費、四目母子保健費、補正予算額二千六十九万二千円の事業についてお尋ねしたいと思います。

この伴走型相談支援、また出産・子育て応援事業については、市民に広く周知する必要があるかと思えます。そしてまた今回、初めての伴走型相談支援という取組におきまして、やはり委員会付託もされておりませんので、しっかり質問をさせていただいて広く市民に周知してまいりたいと思えます。できる限り、申し合わせによって三回までと、質問が三回までとなっております。あらかじめ通告させていただいておりますので、できるだけそのように努めてまいりたいと思えますが、また議長、お取り計らいのほどをよろしくお願いを申し上げます。

まず一月二十六日の公明新聞に「伴走型相談支援各地で開始」という見出しで始まりまして、そのことに関して医師・作家であります鎌田氏から解説がございました。

その内容につきましては、「少子化に歯止めがかからないのは、これまでの少子化対策が十分ではなかった結果だと認識する必要がある。これからの日本を担い、未来を作っていくのは子供たちであり、子供の存在は社会の存続に欠かすことができない。少子化対策は人への投資としても重要である。出産・育児・教育を親の自己責任とする社会体制を抜本的に転換し、子供や親たちを社会が支え、社会が子供を育てるというスタンスに転じる必要がある。子育てのスタートラインであるはずの妊娠時やゼロ歳児から二歳児について、従来の支援は手薄であつ

たと言わざるを得なかったのではないだろうか。核家族化が進み親戚も少なくなっている中で、妊娠・出産・育児は孤独で負担が多く特にコロナ禍では深刻さが増しています。伴走型支援により妊婦や三歳児未満の子育て家庭にいち早く寄り添い、産前・産後ケアや家事援助サービスなど様々な必要な支援につなげる意義が大きいと思う。」という記事でございます。

そして、こうした支援実施に向けまして政府が昨年十二月成立の二〇二二年度第二次補正予算に出産・子育て応援交付金事業として盛り込まれました。本市におきましても、今回の臨時会で取組が開始され、政府は来年度以降も同事業を継続する方針と聞いてございます。そこで地域の実情に合った血の通うような精神的な支援が必要であると考える次第でございします。

まず伴走型の支援についてでございます。私、質問内容をあらかじめ市長公室長のほうに提出してございます。その質問内容をずっと言わせていただきます。まとめて質問を返していただいたら、できるだけ三回に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず最初に、私も伴走型相談支援について、最初申し上げました公明新聞の記事でございしますけれども、それであらかじめ目的は言わせていただいておりますのかと思うのですけれども、もう一度確認のために理事者側に明確な御説明を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

そして具体的な支援策、特に五條市に特化しておる支援がございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、いわゆるこの伴走型というのは面談またはオンライン、いろんな形の中で産前・産後の相談をして、そしていろんな相談に当たっていくわけでございますけれども、どの場所で行うのか、いつからいつまでやるのか、対応するのはどなたが対応されるのかというところをお聞きしたいと思います。

次に、訪問や面談によって寄り添ったニーズに答えられる仕組みをお尋ねしたいと思っております。例えば、実家が遠くて頼れない母親に第二のお母さんのようなヘルパーを派遣できるメニューや産後うつが起きやすいときなど、駆けつけてくれる人がいれば心強い、またヘルパーには子育てを終えた元気なシニアなど、幅広い人材を活用すれば利用者と交流が生まれ、希薄になった地域のつながりを取り戻すきっかけともなります。訪問介護のように訪問型の育児支援を行うNPOを立ち上げ、地域の力を活用し支援ができる体制が必要ではないかと思っております。どうか、この辺の支援メニューも教えていただきたいと思っております。

支援についての幅広い広報についてでございます。子育て支援について自分たちは関係ないという声もありますが、子供が生まれて育たな

い限り高齢者の介護や年金・医療など、支え合う制度が成り立たなくなってしまう。二〇二二年には出生数が八十万人を割り込み、とんでもない事態であると中高年の方々にも理解をしていただき、危機感を共有してもらおうことが大切でございます。また五條市は素晴らしい取組をしていると幅広く発信していただきたいと思っておりますので、この幅広い広報についてお尋ねしたいと思います。

そして伴走型相談支援と連携した一時預かり事業の促進について、五條市の取組、そして子育て支援アプリの実施についてもお尋ねします。そして先ほど申し上げましたけれども、…言うてないかな。里帰り出産の対応について、いわゆる五條に実家があつて五條で出産される方への対応についてお尋ねしたいと思います。

次に、産前・産後五万円ずつ給付されます出産・子育て応援給付金の支給についてお尋ねしたいと思います。妊婦の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る出産・子育て応援給付金を一体的に実施するもので、私たちのこの自治体が本事業開始するに当たりまして、システムの構築費等事務費も合わせて実施される、給付費に関しては国が十分の十というふう聞いてございます。

一番目に支給対象者、実施時期についてお尋ねしたいと思います。先ほどの説明によりますと、四月から九月までの期間と申しておりますが、それ以降はどうなるのかというのもお尋ねしたいと思います。これに当てはまらないのであれば問題がないのですけれども。

次に、生活保護受給者の対応について、所得となるのかならないのかという点でございます。またこれに合わせまして現金給付というふうになるかと思うのですけれども、五條市において出産・子育ての用品を買うお店というのがかなり限られてきて商品も限られてくるのではなからうかと思っております。そうしたところに電子クーポンでございますと、幅広くインターネットを介して利用できるのではないかなど、ただ現金を給付したら通帳に入れてそこから勝手に買ったらいいやないかというような考えも生じてくるかと思うのですけれども、やはり給付金の目的というのは子育てのために使っていただくというのが狙いでございますので、この電子クーポンの導入についてお願いを申し上げますと思います。

たくさん申し上げましたけれども、簡潔に明解な御答弁をお願いいたします。

○議長（吉田雅範） 田中すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（田中久美） 山口議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず伴走型相談支援の目的についてでございますが、全国的に核家族化が進み地域のつながりも希薄になる中で、孤立感や不安感を抱く妊

婦や子育て家庭も少なくないとされておりまして、妊娠から子育てまで一貫して身近で相談に応じる体制整備とそれにつながるための経済的支援を一体的に実施し、ニーズに即した支援とつなぐことで、安心して出産・子育てができる環境を整備しようとするものでございます。

保健福祉センターだけでなく、学校、保育所、認定こども園、児童館、医療機関等とも連携し、継続した関わりを持つ中で、個々の妊産婦、子供、御家庭に応じた必要な支援につなげていくことが重要と考えております。

具体的な支援についてですが、伴走型相談支援の目的は、先ほど申しましたように、必要な支援につなぐことができる体制を整備して提供することでございます。

具体的な事例を申し上げますと、養育者が疲労や病気等の理由で子供さんの養育が困難となった場合、相談を受けた者が担当課へつなぎ、児童養護施設等でのショートステイを利用していただけるよう調整していくこととなります。

また、出産後、育児に対しても強い不安やストレスを抱えておられる場合には、保健師が自宅を訪問し、個々の悩みを聞き取り、寄り添いながら、沐浴の実演や離乳食の調理を一緒に行うなど、養育者のニーズに応じた支援を様々な形で行うことになると考えております。

支援の体制といたしまして、どの場所でもなんふうにという御質問に対してですが、これにつきまして、面談は保健福祉センターの保健師が行います。大きく三つに分けられます。まず一つ目が、妊娠届出時に全員を対象に保健福祉センターで行う面談がございます。二つ目に、事前に実施いたしましたアンケートの回答内容に基づきまして、相談を希望される妊婦さんや市が面談を必要と判断した場合に実施するもので、妊娠八か月ごろに行うものがございます。この面談は、希望によりまして、実施場所は保健福祉センターまたは対象者の御自宅、あるいは妊婦の方の状態によりましてリモートで行うことを想定しております。三つ目に、全員を対象に出生から二か月頃までに自宅を訪問させていただきます。行って行うものがございます。

なお、相談支援につきましては、この三つの時期だけでなく、妊産婦の方に支援が必要な場合には、随時実施をしていくこととなります。

次に、訪問や面談などによりまして、寄り添ったニーズに応えられるための仕組みについてですけれども、今後、本事業が実行段階となりまして、訪問や面談により表面化してきた様々なニーズに応えていくためには、従来から行政などの公的機関が提供しているサービスだけを活用するのではなく、市内外を問わず、民間団体が行うサービスも活用していくことが不可欠と考えております。

そのためには、まず子育て支援に係る様々なサービスについての情報を集めた上で、本市でも活用していただけるよう、地域の関係者と連携しながら、利用しやすいサービスの形や支援方法について検討し、できるものから具体的に進めてまいりたいと考えております。

支援についての広報ですけれども、子育て世代だけではなく、それ以外の方々へということの広報ですが、子供は五條市の宝と考えておりまして、本市ではこれまでも子育て支援策の充実に取り組んでまいりました。議員お述べのように、子育て支援策の充実に必要性については、より多くの市民の皆様に御理解いただくためにも、子供が次の時代を担う社会の宝であり、地域ぐるみで子育てを支援する必要性やその取組につきまして、幅広い世代の方々にも共有していただくことが重要と考えております。

引き続き、広報五條などの様々な媒体を使いながら、その趣旨を周知してまいりたいと考えております。

続きまして、伴走型相談支援と連携した一時預かり事業についてでございますが、こちらは現在も、妊娠届出時の面談や出生後の訪問の際には、一時預かり事業の紹介をしております。利用を希望される方に対しては、状況に応じて市内だけでなく近隣の一時預かり事業所についても紹介しております。

また面談などにおきまして、休息が必要な場合や養育が困難であると判断いたしました場合には、申請への同行や保護者と一緒に必要物品を準備するなどの支援も行っているところでございます。

アプリについてですけれども、子育て世代の方々にはSNSを利用されていることが多い現状でございます。現在、市の公式LINEにおきまして、健診や予防接種情報、子育て支援情報が検索できるようにしております。

引き続き、妊娠届出時などのあらゆる機会を捉えまして、市の公式LINEを周知し、必要な情報が届けられるよう取り組んでまいります。また、様々な民間企業等が成長記録アプリを開発・提供しております。保護者が御自身で自分に合ったものを従来の親子手帳と併用する形で活用されているのが実情でございます。市といたしましても、保護者が使いやすいアプリ等の情報を収集し、必要とされる方に紹介していきたいと考えております。

里帰り出産された場合などの対応でございますが、基本的には住民票のある市町村が面談を行いまして、子育て応援ギフトを支給することとなっております。……給付金につきまして、ギフトという表現を国がしておりますので、ギフトと申し上げますが、子育て応援ギフトも住民票のある市町村が基本的に行うこととなっております。しかし、場合によりましては、里帰り先の市町村が面談をすることも可能というふうにされております。この場合には、本市でも住所地の市町村、もしくは里帰り先の市町村と適切に連携をしながら、面談や子育て応援ギフトの支給をしていくことになる予定でございます。

続きまして、出産・子育て応援ギフトの支給についてでございます。

事業内容、対象者・実施時期につきましては、ギフトが二種類ございます。一つは妊娠届の際に申請をしていただき給付をする出産応援ギフト、もう一つは出産後に給付する子育て応援ギフトでございます。今回の補正予算で計上している対象者数は、令和五年九月までで、出産応援ギフトの対象が百七十三人、子育て応援ギフトが百九人となっております。

本市では、利用者の利便性と支給のスピードを第一に考えまして、現金での給付を予定しておりまして、支給開始時期につきましては、対象者から申請をいただく必要がございますので、三月中旬になる見込みで進めていく予定でございます。

生活保護受給者への対応につきましては、生活保護の受給者も本事業の対象となっております。

今回受け取っていただくギフトを収入認定するのかという点につきましては、国から「生活保護法による保護の実施要領」の中にございます「出産・就職・結婚・葬祭などに贈与される金銭であって社会通念上収入として認定することが適当でないもの」に当たるとされておりまして、収入認定はしない取扱いとされております。

最後に、電子クーポンについてですが、先ども申し上げましたとおり、出産・子育て応援ギフトの開始に当たり、利用者の利便性と支給のスピードを第一に考えまして、当面の間は現金での給付を実施することとしております。

議員御質問のクーポン等の導入に関しましては、本市では出産用品や育児用品の購入可能な店舗も少ない状況にあることや、里帰り出産をされる方も多くおられることから、広域的な利用が可能となるような仕組みづくりが必要と考えております。

また、システム導入に当たりまして、一から設計をする必要がございます。後年度まで使えるよりよいものを作っていくためには、かなりの時間を要することが想定されているのに対しまして、補助金の対象期間が令和五年度末までとされているなどの問題点もございます。

今後、こういった点につきましても、国や県に要望を提案していくとともに、市内部でも導入に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）南理事。

○理事（南 則行）山口議員の御質問に、一点補足申し上げます。

今回の予算につきましては、令和五年九月までとなつてございまして、十月以降どうなるのかという御質問であったかと思いますが、現在、国の当初予算で検討中ということでございます。国の予算が成立をいたしましたら、本市といたしましても来年度の当初予算に計上するなど

対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）あらあら聞かせていただきました、ありがとうございます。

たくさんの質問が出て、きちっとした回答を記入しにくかったのですけれども、その中において、安心して子育てができる、目的ですけれども、安心して子育てができるようにする、その中においては学校また保育所、認定こども園ですね、連携しながらやっていくということでございます。いわゆる伴走型ということで、共に市が中心となっていていろんな相談、また悩みを聞きながら子育てに当たっていたかどうか、それが趣旨であろうと思います。その中において先ほど言っていましたように、担当者いわゆるカルムの保健師さんが全て当たるのか、それで十分対応ができるのかどうか、そしてまた臨時にそういう保健師さんを市が雇用して相談に当たっていかなければならないのかという点と、そして一時預かりのことを言ってくれました。五條市においても子育て支援センター「はっぴい」とか、子育てする場所があるのですけれども、どうしても勤務の都合上、よそで預けなくてはならないというのもあるかと思えます。そういった方に、近隣の施設という表現をしていただきましたけれども、そういったところに市が相談に乗った上で仲介の役を果たしていけるのかどうかということが疑問に思いました。

そしてアプリについては、それぞれの独自の使いやすさを皆が持つておるといので、市としては考えていかないというふうな御答弁でございましたけれども、やはり母子健康手帳のそれぞれのアプリと連携したものがあればいいのではないのかなと私は思います。

そして里帰り出産の対応についてでございます。基本的には住民票のある方ということで答弁頂きましたけれども、この五條市の丁寧な取扱いというのは大事ではなからうかなと思います。五條市役所がここまで子育てに力を入れてくれているのやなあ、やはり五條市で住みたいなど思えるぐらいの丁寧な取扱いをしていただきたいと思えますので、これは申告があった場合のみするのかどうか、そういった窓口を大きく広げるに当たってどういったことを考えられるのか、再質問いたします。

そして応援給付金、ギフトの件でございますけれども、システム導入に当たっては国の事業費が十分の出るとい中で、電子クーポン、しつこいようですけれども、電子クーポンの導入についての、今時間ありませんけれども、そういった何々ペイというようなシステムの構築はこの事業費に取り込めるのかどうか、国からの十分の十の費用の中でそういったシステムが構築できるのかどうかというのをお尋ねしたい

と思います。

どうかよろしく願いたします。

○議長（吉田雅範）田中すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（田中久美）お答え申し上げます。

まず伴走型相談支援の担当者につきましては、基本的には一人の者が担当していくというのが理想になってはございますが、その時々によりまして、妊娠届などいきなり来られるという状況になりますので、全て一貫して同じ者が必ず当たるところに関しては、…：目指しはしますが、必ずできるものではないというふうには考えております。ただ毎回コロコロ替わるというものではなく、なるべく同じ者が対応できるようにというふうには努めてまいりたいと考えております。

保健福祉センターの保健師ということで申し上げておりますが、今回この事業に当たりました、会計年度任用の保健師の募集をかける予定です。その会計年度任用の保健師、それから現在いる保健師含めまして訪問と面談などもやっていく予定でございます。

それから一時預かりにつきましては、市内外のところを紹介させていただいてというお話をしておりますが、実際、市外のところを紹介している場合もございます、今回それぞれの対象者のニーズに応じた対応ということが求められていると思いますので、自分で行けるといふ方に関しては御紹介し、こういうところですよということ、つなぐということだけで終わる場合もあるかと思いますが、その申請や手続に関しまして、とても不安の強い方に関しましては、必要に応じて同行するかどうかというところの支援も必要になってくるのかなと思っております。それぞれのケースによって仲介というか、どこまでつなげていただくのかという点については変わってくるというふうには考えております。

それからアプリにつきましては、現在のところは市独自でというものは考えてございません。実際先ほど申し上げましたように、子育て支援のアプリというのは少しずつ出てきておまして、育児のことを記録していくようなものが多くございます。それを今後、今の親子手帳と合わせて活用していけるものというものはあるのかなのか、その辺の情報も集めまして適切により使いやすく運用していただけるものがあるればそれを紹介していくという形で考えているというのが現状でございます。

それから里帰り出産の方ですけれども、先ほど申しましたように、基本的に住民票のある市町村で対応していくというものがございますが、市内に里帰り出産で帰って来られる方、実際に里帰り出産に行かれる方、両方あると思います。それぞれのところでやっぱり丁寧な対応とい

うのが必要としますので、里帰り出産で帰って来られる方についても分け隔てなく同じように対応させていただく予定ではございます。ただ出産に帰って来られているかどうかというものにつきましては一旦お声を上げていただかないことには把握ができませんので、その辺につきましても対応可能ということを必要に応じて周知していきたいと考えております。

最後に、ギフトの、クーポンを使うというところのものを事業費に取り込めるかという点についてですけれども、この交付金の国の要綱が、確定されたものがまだ発出されておられません。そちらが出てきました段階で確認をして進めたいというふうに考えております。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）これからますますデジタル化が進んでまいります。行政もDX、デジタルトランスフォーメーションという事業を早く立ち上げて市民と共有しながらよりよいものを作っていかなければならない時代になりつつありますので、しっかり電子クーポン、また子育てアプリであったり、その辺の連携をしっかりと行っていたらいいと思います。

ただ出産される方に、本当に寄り添って五條市がしていかなくてはならないということが大前提でございますので、さらに連携しながら行っていたらいいと思いますけれども、先ほども外部事業者というお話をいただきました。外部事業者につきましては、五條市でこういった事業所が挙げられるのか、そしてどういった支援を外部の事業者から受けられるのか、その辺、再度最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田雅範）田中すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（田中久美）お答え申し上げます。

外部の事業者につきましては、市外のものにつきましても正直申し上げまして子供に関する民間の支援先というのはそんなにたくさんないというのが現状でございます。ただ全然ないわけではなく、やっぱりしっかり情報を収集することで市民の方に使っていただけたところというものをまずは市のほうできちんと把握をいたしまして、確実に使っているものなのかどうか、確認もいたしまして、実際に子育てのところで使っていただけるといふことになりましたら、そちらについても紹介させていただきたいと考えております。

以上でございます

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範） 次に日程第六、議第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 議第二号 令和四年度五條市下水道事業会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明を求めます。石田都市整備部長。

〔都市整備部長 石田茂人登壇〕

○都市整備部長（石田茂人） 失礼いたします。

ただいま上程されました議第二号、令和四年度五條市下水道事業会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和四年度五條市下水道事業会計補正予算（第一号）の一ページを御覧頂きたいと存じます。

第二条収益的収入及び支出にそれぞれ百七十四万四千円、第三条資本的収入及び支出にそれぞれ三千二百二十五万六千円を追加する予算の補正でございます。内容といたしましては、企業債の繰上償還を行うための費用を追加するものでございます。

なお、財源につきましては一般会計からの補助金及び出資金三千三百万円を見込みまして補正予算を編成しておるところでございます。以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。(「十二番」の声あり) 十二番大谷龍雄議員。

○十二番(大谷龍雄) 最初に質問項目を全て通告しておきます。

まず一つは、一般会計から約三千三百万円の繰入金、出資金を出してもらって返済金を少なくするという事です。一般会計から三千三百万円も繰入れしてもらわなければならないから下水道会計としては有利なことは間違いないのですけれども、それをしなければならなかった理由、そしてまた下水道会計としての有利な点、メリットをできるだけ詳しく答弁いただけますか。

もう一つは、一般会計から三千三百万円の繰入れをさせていただいた後の下水道会計としての企業債、借金ですね、あと幾らあるのか、これをこの補正予算書に基づいて答弁をさせていただきたい。

もう一つは、下水道事業として現在行っているその事業の全体を重点的に答弁していただきたいというふうにお願ひします。

そして最後は、補正予算書五ページには、事業活動によるキャッシュ・フローということであるいろいろな書かれておりますけれども、このキャッシュ・フローの意味を、この補正予算書に基づいて答弁を頂きたい。

以上ですけれども、できるだけ全ての質問は、頂いている補正予算書に基づいて答弁を頂きますようお願いいたします。

○議長(吉田雅範) 石田都市整備部長。

○都市整備部長(石田茂人) 大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

まず一般会計から繰り出し、返済することのメリットでございますが、先ほど総務部長のほうから答弁がございましたように、繰上償還することによりまして、将来の負担を抑えることとなりますので、返済額の総額を少なくすることができます。利子の高い高利率の借金を返済するというふうなところでございます。

それから、三千三百万円を繰出償還することで五年間にわたり毎年六百六十万の公債費の負担が軽減されるというようなところでございます。

企業債の残額につきましては、今現在令和四年十二月末現在で約三十九億二千九百二十五万円の企業債の残額がございます。それから三千三百万の償還をしていただきまして、最終、令和五年三月三十一日現在につきましては、お手持ちの資料の七ページでございますが、この三番固定負債(一)企業債、イの建設改良の財源に充てるための企業債三十三億六千五百六十九万二千円と四番流動負債の(二)企業債、建設改良等の財源に充てるための企業債、四億九千五百九十一万四千円、これが借金となりますので、合計といたしましては三十八億六千

六十万六千円というふうなことになります。

引き続きまして、下水道事業の主な事業内容でございますが、今現在下水道管の新設工事を行う公共下水道事業を進めてございます。令和四年度におきましては、野原西一丁目、野原西四丁目というふうなところで工事を行ってございます。

また古い既設下水道管の状態をテレビカメラで調査する確認作業を、新町三丁目また近内町のほうでこのような作業を行ってところでございます。

もう一点、キャッシュ・フロー計算書は何かというふうな御質問でございました。お手持ちの五ページを御覧頂きたいと思っております。

キャッシュとは現金、フローとは流れというふうなところで、キャッシュ・フロー計算書は現金の出入りを示したものでございます。キャッシュ・フロー計算書作成によりまして、企業会計において資金不足になっていないかどうかを把握することができます。今現在、この五ページの右の行の下から三行目、資金増加額で、令和五年三月三十一日時点で四百八万七千円というふうなことになってございますので、資金ショートするというようなところになっていません。

以上でございます。（「はい、はい。」の声あり）

○議長（吉田雅範）大谷議員、よろしいですか。（「はい。」の声あり）
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には終始御熱心に御精励を賜り厚くお礼申し上げます。

市長はじめ理事者側各位には市政発展のため、事務事業の執行にますます御精励を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

市長から御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）令和五年五條市議会第一回臨時会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、慎重審議の上、原案のとおり御議決頂き誠にありがとうございました。

議員各位には、時節柄一層御自愛頂き、市民の福祉向上のため、議員活動に御精励を頂きますようお願い申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田雅範）これもちまして、令和五年五條市議会第一回臨時会を閉会いたします。

午前十一時六分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 吉田 雅 範

署名議員 吉 田 正

署名議員 窪 佳 秀

署名議員 岩本 孝

